

議第20号

漁港事業に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する漁港事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

漁港名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
堅苔沢漁港	鶴岡		漁港施設整備	工事費の0.7/10に相当する額	鶴岡市
小波渡漁港	〃		〃	〃	〃
米子漁港	〃		〃	〃	〃
吹浦漁港	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

漁港事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第21号

防災減災事業に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する防災減災事業に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
袖崎	村山市	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	村山市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

防災減災事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第22号

緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
米沢平野	米沢市	緊急農村防災対策事業	農地保全・防災	工事費の13/100に相当する額	米沢市
〃	南陽市	〃	〃	〃	南陽市
白須賀	最上郡大蔵村	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	高付加価値農業施設移転	工事費の17.5/100に相当する額	大蔵村
米沢平野	東置賜郡高島町	緊急農村防災対策事業	農地保全・防災	工事費の13/100に相当する額	高島町
〃	東置賜郡川西町	〃	〃	〃	川西町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第23号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
山形停車場線	山形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
山形朝日線	〃		〃	〃	〃
山形天童線	〃		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	〃
羽前山辺停車場線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
国道458号	〃	中山	〃	〃	中山町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第24号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和5年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
岩 波	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の0.5/10に相当する額	山 形 市
風 間（2）	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。